

改正の概要

山口市低入札価格調査実施要領（No.33）

1 押印の廃止に伴う様式の改正（1件）

様式第3号「低入札価格調査表」の「印」マークを削除し、提出にあたつては必ずしも押印を要さないこととした。

2 その他、条文整理等

- ・同額入札の場合は、くじにより調査対象者を決定する旨を明記（運用は変更なし）
- ・市における事務取扱の変更に関する改正
- ・文言の修正等

3 施行期日

令和3年4月23日以後に作成する書類から適用

山口市低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領

山口市低入札価格調査実施要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山口市財務規則（平成17年山口市規則第4号）第110条<u>により市長が別に定める最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の基準のうち低入札価格調査（以下「調査」という。）の実施に係る基準</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>機器単体費 当該機器の製作工場において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないものを調達する費用をいう。</u></p> <p>(2) <u>工事担当課長 工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。</u></p> <p>(3) <u>閉庁日 山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。</u></p> <p>(対象となる工事等)</p> <p>第2条 この要領の対象となる工事等（以下「<u>対象工事等</u>」という。）<u>は</u>、競争入札により発注する工事であって、次の各号のいずれかに掲げる ものとする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山口市財務規則（平成17年山口市規則第4号）第110条<u>に規定する「最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき」（以下「低入札価格調査」という。）の取扱い</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>参考【山口市財務規則】 (最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準)</p> <p>第110条 令第167条の10第1項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の基準は、市長が別に定める。</p> <p>(対象となる工事等)</p> <p>第2条 この要領の対象となる工事等（以下、「<u>対象工事等</u>」という。）<u>とは</u>、競争入札により発注する工事であって、次の各号のいずれかの場合で入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p>

<p>(3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費</u>の割合が30%以上のもの</p> <p>(4) 及び(5) 省略</p>	<p>(3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費※</u>の割合が30%以上のもの</p> <p>(4) 及び(5) 省略</p> <p>※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。</p>
<p>第3条 省略 (判断基準額)</p> <p>第4条 調査基準価格から調査基準価格の2%を差し引いた額（小数点以下切捨）を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものと<u>みなし</u>、不落札とする。また、当該入札は、_____調査の対象としない。</p> <p>2 前項の規定は、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費</u>の割合が30%以上のものについては、当分の間適用しない。 また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間適用しない。</p> <p>(調査基準価格算定調書の作成)</p>	<p>第3条 省略 (判断基準額)</p> <p>第4条 調査基準価格から調査基準価格の2%を差し引いた額（小数点以下切捨）を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものと<u>見なし</u>、不落札とする。また、当該入札は、第5条に定める調査の対象としない。</p> <p>ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費※</u>の割合が30%以上のものについては、当分の間適用しない。 また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間適用しない。</p> <p>※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。</p> <p>(調査基準価格算定調書の作成)</p>

<p>第4条の2 <u>工事担当課長</u>は、入札日までに第3条及び第4条に定める方法により調査基準価格算定調書（様式第1号又は様式第1－1号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略 (入札参加者への周知)</p> <p>第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回った入札は必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、<u>調査後</u>改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。 (入札の執行)</p> <p>第7条 入札の結果、<u>調査の対象となる</u>入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留し、後日その結果を通知する」旨を<u>入札者に伝える</u>。 (調査の実施)</p> <p>第8条 <u>工事担当課長</u>は、入札終了後、<u>調査の対象となる</u>入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、<u>第3項</u>の事項について調査する。<u>調査対象者</u>が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から<u>調査</u>し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の<u>調査対象者</u>を<u>調査</u>する。なお、調査_____の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。</p> <p>2 前項の「最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるも</p>	<p>第4条の2 <u>入札執行者</u>は、入札日までに第3条及び第4条に定める方法により調査基準価格算定調書（様式第1号又は様式第1－1号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略 (入札参加者への周知)</p> <p>第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回った入札は必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、<u>調査・審査後</u>改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。 (入札の執行)</p> <p>第7条 入札の結果、<u>調査基準価格を下回る</u>入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留し、後日その結果を通知する」旨を<u>宣言し、入札を終了する</u>。 (調査の実施)</p> <p>第8条 <u>入札執行者</u>は、入札終了後、<u>調査基準価格未満の</u>入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、<u>次</u>の事項について調査する。<u>調査基準価格未満の入札者</u>が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から<u>調査・審査</u>し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の<u>入札者</u>を<u>調査・審査</u>する。なお、調査<u>後の審査</u>の結果によっては再度調査を行うもあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。</p>
--	--

のについては、評価値の高い者)」が同額又は同点により複数ある場合は、くじにより調査の順位を決定する。

3 次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、工事担当課長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で工事担当課長が適切に設定するものとする。

(1)～(12) 省略

(調査の方法)

第9条 工事担当課長は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に当該内訳書を提出するよう求めるものとする。ただし、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事についてはこの限りではない。提出された内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。なお、期限内に内訳書の提出がない場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 工事担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、前条に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、第4条に規定する判断基準額を適用する工事に

くじの場合の取扱いを現行の運用にあわせて規定する。

次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、入札執行者が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行者が適切に設定するものとする。

(1)～(12) 省略

(調査の方法)

第9条 入札執行者は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して2日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に当該内訳書を提出するよう求めるものとする。ただし、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事についてはこの限りではない。提出された内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。なお、期限内に内訳書の提出が無い場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 入札執行者は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に、前条に掲げる資料等のすべてを提出するよう求めるものとする。ただし、第4条に規定する判断基準額を適用する工事に

<p>については、前条第1項第5号から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。</p> <p>(判断基準)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 <u>工事担当課長は</u>、前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」<u>の判断をし、落札者とするか否か</u>を決定する。</p> <p>3 <u>前項の判断に当たっては</u>、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間、<u>第1項第2号</u>のうち<u>才</u>から<u>キ</u>までは適用しない。 また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、<u>同号</u>のうち、<u>（I）</u>から<u>（K）</u>までは適用しない。</p> <p>4 <u>第2項の</u>判断に当たっては、別紙1（低入札価格調査審査表）及び別紙2（入札価格比較表）を活用する。</p> <p>(落札者とするか否かの決定)</p> <p>第11条 第8条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、低入札価格調査の実施概要（様式第2号）を作成し、落札者とするか否かを次のとおり決定するものとする。</p> <p>(1) <u>工事担当課長</u>が当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、<u>入札執行者は</u>、当該入札者を落札者と決定する。</p> <p>(2) <u>工事発注課長は</u>、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、<u>予算執行伺に</u></p>	<p>については、前条第1項第5号から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。</p> <p>(判断基準)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 _____前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」<u>を判断し、落札・不落札</u>を決定する。</p> <p><u>ただし</u>、_____土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間、<u>前項第2号</u>のうち<u>才</u>から<u>キ</u>までは適用しない。 また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、<u>前項第2号</u>のうち、<u>工</u>から<u>ク</u>までは適用しない。</p> <p><u>なお</u>、判断に当たっては、別紙1（低入札価格調査審査表）及び別紙2（入札価格比較表）を活用する。</p> <p>(落札者 _____の決定)</p> <p>第11条 第8条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、低入札価格調査の実施概要（様式第2号）を作成し、落札者 _____を次のとおり決定するものとする。</p> <p>(1) <u>入札執行者が</u>、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、_____、当該入札者を落札者と決定する。</p> <p>(2) <u>入札執行者が</u>、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、<u>調査の結果及</u></p>
--	---

<p><u>における専決区分に従い、当該入札者を落札者としないことを決定するものとする（工事を担当する所属で入札執行をしない場合は、入札執行をする所属の合議を必要とする）。</u></p> <p><u>(3) 前号の場合において、当該入札の指名業者又は入札参加資格を決定するに当たりあらかじめ山口市契約審査会設置要綱に定める山口市契約審査会（以下「契約審査会」という。）の審査を受けている場合は、調査の結果及び意見を記載した書面（様式第14号）を作成し、当該審査をした契約審査会に審査を依頼しなければならない。契約審査会は、審査の結果を書面（様式第15号）で工事担当課長へ通知するものとする。</u></p> <p><u>(4) 前号の場合において、契約審査会は、審査の結果によっては、再度調査を指示することができる。</u></p> <p><u>(調査結果の公表)</u></p> <p>第12条 入札執行者は、<u>調査を経て落札者を決定した場合は、その旨を公表するものとする。</u></p> <p>電子入札導入に伴い、結果をシステムで公表する。</p> <p>2 前項の規定による公表は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱」に基づくものである。</p> <p>別紙1・別紙2 省略</p> <p><u>付表1</u> (判断基準の考え方（土木系工事の場合)) 省略</p> <p><u>付表2</u> (判断基準の考え方（営繕系の場合)) 省略</p> <p>様式第1号～様式第2号 省略</p>	<p><u>び意見を記載した書面（様式第14号）を作成し、当該入札の指名審査を行った山口市指名審査会設置要綱に定める山口市指名審査会（以下「指名審査会」という。）に審査を依頼する。指名審査会は最低価格の入札者以外の者を落札者とすることについての審査を行い、その結果を書面（様式第15号）で入札執行者へ通知する。入札執行者は、審査結果等を添付し、山口市職務権限規程に定める決裁区分に従い、落札者決定の決裁を受けるものとする。</u></p> <p>決定の手続について現行の運用に合わせて規定する。</p> <p>2 指名審査会は、審査の結果によっては、再度調査を指示することができる。</p> <p><u>(審査結果の通知)</u></p> <p>第12条 入札執行者は、<u>落札者と決定した者に対しては「落札者と決定した旨を」、入札者全員に対しては決定の結果を、様式第16号により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(審査結果の公表)</u></p> <p>第13条 決定の結果は、「<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱</u>」に基づく表する。</p> <p>別紙1・別紙2 省略</p> <p>(判断基準の考え方（土木系工事の場合)) 省略</p> <p>(判断基準の考え方（営繕系の場合)) 省略</p> <p>様式第1号～様式第2号 省略</p>
--	--

様式第3号（第8条関係）

低入札価格調査表

入札者 住所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者名)
(担当者連絡先)

以下省略

様式第4号～様式第13号 省略

様式第14号(第11条関係)

(No.33)
第 年 号
月 日

契約審査会長 様

工事担当課長

低入札価格等の審査及び意見について(依頼)

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、「山口市低入札価格調査実施要領」の第8条の規定により調査しましたので、同要領第11条第3号の規定に基づき委員の意見を求めます。

以下省略

様式第3号（第8条関係）

低入札価格調査表

入札者 住所
氏名 印

以下省略

押印を不要とする。

様式第4号～様式第13号 省略

様式第14号(第11条関係)

第 年 号
月 日

指名審査会長 様

工事担当課長

低入札価格等の審査及び意見について(依頼)

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、「山口市低入札価格調査実施要領」の第8条の規定により調査しましたので、同要領第11条第1項第2号の規定に基づき委員の意見を求めます。

以下省略

<p>様式第15号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>工事担当課長 様</p> <p style="text-align: center;"><u>契約審査会長</u></p> <p>低入札価格等の審査及び意見について(回答)</p> <p>以下省略</p> <p>(削る)</p>	<p>様式第15号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>工事担当課長 様</p> <p style="text-align: center;"><u>指名審査会長</u></p> <p>低入札価格等の審査及び意見について(回答)</p> <p>以下省略</p> <p>様式第16号(第12条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 氏名</p> <p>山口市長</p> <p>低入札価格調査の実施結果について</p> <p>年 月 日実施した入札について、低入札価格調査を実施した結果は下記のとおりです。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 主 管 課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 札 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table>	工 事 名		工 事 場 所		工 事 主 管 課		入 札 日	年 月 日
工 事 名									
工 事 場 所									
工 事 主 管 課									
入 札 日	年 月 日								

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">調査結果</td><td>(1) 落札者</td></tr> <tr> <td>(2) 落札金額</td></tr> <tr> <td>(3) 落札理由</td></tr> </table>	調査結果	(1) 落札者	(2) 落札金額	(3) 落札理由
調査結果	(1) 落札者				
	(2) 落札金額				
	(3) 落札理由				
別記 (記載要領等)	(記載要領等)				

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。